

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を
踏まえた預金規定等改定のお知らせ

当金庫は、金融庁が策定・公表しております「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2020年4月より預金規定を改定いたします。

規定改定後は、マネー・ローンダリング等のリスクに応じた取引の一部制限の措置に柔軟に対応するために、新規取引開始時にお客様の情報や具体的な取引の内容等をご確認させていただきます。また、既にお取引のあるお客様においても、お取引の内容や状況に応じ、お取引の目的やお客様の情報を、再度ご確認ください場合があります。確認の際は、提出期限を定めて各種確認や資料のご提出をお願いする場合があります。

なお、当金庫が求める確認や資料のご提出についてご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。

1. 改定する規定

- ・ 当座勘定規定
- ・ 普通預金(無利息型普通預金を含む)規定
- ・ 定期性総合口座取引規定
- ・ 期日指定定期預金規定
- ・ 自動継続期日指定定期預金規定
- ・ 自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)
- ・ 自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)
- ・ 自由金利型定期預金規定(大口定期預金)
- ・ 自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期預金)
- ・ 変動金利定期預金規定
- ・ 自動継続変動金利定期預金規定
- ・ 積立定期預金規定
- ・ 定期預金共通規定
- ・ 積立式期日指定定期預金規定
- ・ 定期積金規定
- ・ 納税準備預金規定
- ・ 貯蓄預金規定
- ・ 通知預金規定
- ・ 貸金庫規定

2. 改定日 2020年4月1日(水)

3. 改定内容【例：普通預金(無利息型普通預金を含む)規定】

12. (取引の制限等)〈新設〉

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

13. (解約等) (下線部を追加)

- (1) (省略)
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合は、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合